

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携

◎連携・ネットワークの整備：市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備の推進

事業		事業概要	事業計画内容及び進捗状況
市	(1) 推進体制の整備	① 連携体制の整備 (生活安全室)	・施策を総合的に推進するための庁内連絡体制の充実。 ・安全で安心して暮らせるまちづくりに関する関係部局が連携して、各施策等を円滑に推進、処理できるよう連絡体制の整備を図る(安全で安心なまちづくり連絡協議会)
		② 連絡網の整備 (生活安全室)	・市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するため連絡網の活用の充実。 ・安全対策情報ネットワークの活用・充実を図り、不審者の情報等を迅速、的確に提供する 平成20年度 14回 平成21年度 18回 平成22年度 7回 平成23年度 12回
		③ 関係機関との体制づくり (生活安全室)	・犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との連携の充実。 ・安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実及び各部局、関係機関等との連携強化を図る
		④ 交番の適正な配置 (生活安全室)	・防犯対策に配慮した交番の適正な配置について調整等を行う。 交番の適正な配置について、関係機関と引き続き協議して行く(今後は移動交番での対応を検討) → 平成23年4月1日 移動交番車を1台配置し、市内10箇所を巡回(習志野警察署)
	(2) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	① 犯罪被害者の保護 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合に被害者の保護に関しては心情を察した、適切な配慮や支援を行う。 ・特別・合同・通常パトロール実施の際に、被害者の保護に留意して行う
		② 連絡体制の整備 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合、警察等への通報等の連絡体制の充実。 ・安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実を図って行く
	(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	① 保護者、地域、関係機関等との連携の充実 (こども部、教育委員会)	・幼児・児童・生徒等の通学時の安全確保を図るため、積極的に情報発信すると共に連携の充実を図る。 安全対策課や青少年センターから発信される不審者情報等を保育所・幼稚園・こども園並びに私立保育園及び幼稚園にも提供し、保護者の注意を喚起する → その都度、情報提供を実施している
		② 通学路周辺及び施設の安全点検 (こども部、教育委員会)	・定期的な安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報の共有化を図り改善に努める。 ・施設職員による施設内及び施設周辺の安全点検を実施すると共に、こども部職員が業務で外出した時、なるべく保育所・幼稚園周辺のパトロールを実施する → 業務で外出した際に、その都度パトロールを実施している ・放課後児童会においては、避難訓練時に緊急用の赤色灯・サイレンの動作確認を実施する → 16施設実施済

## 2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成

◎協働による地域防犯活動の推進：地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるため各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり、地域防犯活動に取り組む。

事業		事業概要	事業計画内容及び進捗状況
市	(1)地域防犯活動への支援	①犯罪関連情報の提供 (生活安全室)	・犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報提供の充実を図る。
		②防犯マップの作成 (生活安全室)	・「習志野市防災・防犯マップ」(市内を東部・中部・西部の3つに区分)を作成し、全戸配布を行う →9月に全戸配布実施 ・「ならしの犯罪マップ」を地域へ発行 →平成24年2月28日、町会回覧として配布予定
		③地域防犯活動物品の貸与 (生活安全室)	・地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト等の貸与物品の充実を図る。
		④チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (生活安全室)	・地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普及に努める。
		⑤防犯パトロールカーによる支援 (生活安全室)	・地域で実施する自主的な防犯パトロールへ防犯パトロールカーで参加し、拡充の支援を行う。
		⑥顕彰の実施 (生活安全室)	・防犯活動に顕著な者等へ顕彰を行い、意識の高揚を図る。
(2)高齢者等を対象とした施策の検討	①知識の普及・啓発活動 (生活安全室、保健福祉部)	・相談を受ける立場にある、民生児童委員、高齢者相談委員等に情報提供を行うと共に、高齢者対象の事業やあじさいクラブにおいて、高齢者に直接普及啓発を行う。	高齢者相談員の研修会において、警察署より高齢者被害についての研修会の実施 参加者数：30人
	②相談窓口の充実 (保健福祉部、生活安全室)	・地域包括支援センターの総合相談機能として、高齢者の消費生活や暮らしに関することも含め、相談の充実を図る。	地域ケア会議や職種別の打合せ等において、対応困難ケースについて、情報共有や対応方法の検討会を行う 地域包括支援センター職員及びケアマネジャーを対象に、NPO法人成年後見なのはなを講師に、成年後見制度について研修会を実施 参加人数：62人
	③地域の高齢者見守りネットワーク作りの推進 (保健福祉部、生活安全室)	・認知症等、支援の必要な高齢者の早期発見と見守りの中で異変に早く気づき対処できる地域づくりを推進する。	認知症サポーター養成講座の開催及びキャラバン・メイトの活動支援の実施 12月末現在 223人
(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①「子ども110番の家」の拡充 (教育委員会)	・各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡大及び制度の充実を図る。	・平成23年度4月現在1,173軒の協力を得ていたが、高齢化や仕事の都合、転居等による理由で退会件数が増え、12月現在で、1,127軒となっている。今後も新規加入を呼びかけていく。学校では、児童生徒に緊急避難場所として周知の徹底を図っている。また、犯罪発生の抑止力となっている1,200軒の加入を最終目標としている

### 3. 自主・自立の精神の醸成

◎自らを守る意識の高揚:市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。  
また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

事業		事業概要	事業計画内容及び進捗状況	
市	(1) 知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発キャンペーンの実施: 月間事業等</li> <li>・まちづくり出前講座の充実</li> <li>・ホームページの充実 等を図り、防犯意識の高揚を図る</li> <li>・防犯活動団体による地域パトロールへの同行 → 9団体の地域パトロールに同行(平成24年1月末現在)</li> </ul>	
		②「安全で安心なまちづくり月間」 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯協会等と連携し、犯罪情報を市民へ周知する等、広報活動の強化やパトロール等の充実を図り、防犯意識の高揚に努める。</li> <li>・防犯施策が効果的に展開できるよう、強化月間に実施する各種行事の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各駅での啓発キャンペーンの実施 → 10月7日 JR・京成津田沼駅、新京成新津田沼駅 10月14日 京成大久保・実穂駅 10月21日 京成谷津駅、JR 新習志野駅</li> <li>・防犯研修会の実施: 5月21日、2月4日</li> <li>・防犯講演会の開催: 10月15日</li> <li>・合同パトロールの強化: 毎週1回実施</li> <li>・特別防犯パトロールの強化: 駅周辺の徒歩によるパトロール → 10月28日 市内7駅周辺</li> <li>・自転車防犯診断の実施: 市管理の駐輪場 → 10月18日 京成津田沼駅、JR 新習志野駅周辺駐輪場</li> </ul>
		③広報活動の推進 (企画政策部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、ホームページ、携帯メール、出前講座等を活用し、防犯対策・行事、防犯情報等を市民に提供することで、防犯知識の普及を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙・ホームページ・テレビ広報・携帯メール・報道機関等を通じて、安全で安心なまちづくりへの取り組みや青少年防犯ボランティアの活動、犯罪情報、防犯にかかる行事等の情報を市民に提供し、防犯知識の普及啓発に努める</li> <li>基本計画最終年度登録者数目標 : 6,000件</li> <li>〈携帯緊急情報サービス普及状況〉</li> <li>緊急メール登録者数 10,651件(平成23年12月末現在)</li> <li>(犯罪発生件数) 7,679件(平成23年12月末現在)</li> <li>情報発信件数 147件(平成23年12月末現在)</li> </ul>
		④市民まつりにおける啓発活動 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民まつりに防犯コーナーを設け、チラシや防犯グッズ等を配布し、防犯意識の高揚を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月17日の市民まつりで防犯コーナーを設け、来場者の相談や「キラット・ジュニア防犯隊」による啓発活動(1,000部)の実施及び隊旗を先頭にオープニングパレードへ参加</li> <li>→ 平成23年度は、市民まつり縮小のため不参加</li> </ul>
		⑤事業者への啓発活動 (市民経済部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備等について協力依頼や支援施策を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所における所用車での防犯パトロールについて継続して協力依頼を行う</li> <li>・企業団体等を通じ、防犯対策に対する啓発並びにパトロールの協力依頼を行う</li> <li>・本市の職員に対しては、連絡協議会を開催し、委員を通じて職員へ防犯についての知識の普及を図る</li> </ul>
(2) 人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材を育成するための研修会や講習会等を計画的に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯研修会: 5月21日(土)、2月4日(土)</li> <li>防犯講演会: 10月15日(土)を開催し、地域で実施される防犯活動のリーダーとなる人材の育成を図っていく</li> </ul>	
	②防犯指導員等の育成 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯指導員等の育成を図ると共に連絡網を充実し、活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会、講演会等を開催し、防犯指導員の育成を図る</li> <li>防犯研修会: 5月21日(土)、2月4日(土)</li> <li>防犯講演会: 10月15日(土)</li> </ul>	
(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等についての安全教育の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月実施している避難訓練の中で、習志野警察署の協力を仰ぎ、不審者対策訓練を実施する</li> <li>→ 各保育所・幼稚園において、既に実施済み</li> <li>・放課後児童会の避難訓練は、警察や放課後児童会相談員の指導のもと安全対策マニュアルに基づき概ね年2回程度実施する</li> <li>→ 施設合計 16回実施済</li> </ul>	
	②青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成 (生活安全室、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全小、中学校の児童・生徒が参加し、防犯活動を展開する「キラット・ジュニア防犯隊」の拡充を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誕生して7年目を迎える「キラット・ジュニア防犯隊」の更なる拡充を図る</li> <li>平成17年度: 84名 平成22年度: 135名</li> <li>平成18年度: 119名 平成23年度: 152名</li> <li>平成19年度: 167名</li> <li>平成20年度: 195名</li> <li>平成21年度: 144名</li> </ul>	

## 4. 都市環境整備

◎犯罪防止に重点を置いた都市環境整備：犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設の犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱、屋外広告物の氾濫による都市環境美化の損失が、犯罪多発の要因といわれていることから環境浄化というソフト面（＝維持管理）が含まれた都市環境づくりを推進する。

事業		事業概要	事業計画内容及び進捗状況
市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (都市整備部、生活安全室)	・犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、防犯カメラ等、犯罪抑止設備の整備を図る。 ・町会・自治会等からの要望に基づきLED防犯灯の付替168灯を実施。また、防犯カメラ等、犯罪抑止設備の設置に向けた取扱基準等の整備・検討を行う ・JR津田沼駅南口土地区画整理事業にて、道路照明灯22基、防犯灯4基を新設予定
		②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (総務部、教育委員会)	・自動車盗難や車上狙いを防止するため、照明等の施設整備や管理運営の強化を図る。 ・市役所来庁者の車両や公用車の盗難、車上狙い等を防止するため、警備員による巡回パトロールの実施及び防犯灯等の施設整備を行い管理強化を図っていく
		③地下式や階層式の立体自転車等駐輪場の施設整備や管理強化 (都市整備部)	・防犯に配慮し、照明、カメラ等の施設整備や管理運営の強化を図る。 ・京成津田沼駅南口自転車等駐輪場に加え、平成24年6月1日より、JR新習志野駅前自転車等駐輪場においても、機械式駐輪機の導入及び防犯カメラの増設を実施する予定
		④公園における樹木等の配置及び剪定 (環境部)	・情報収集体制を強化し、死角をつくらない樹木等の配置、剪定を定期的に行う。 剪定については、継続的に実施していく
		⑤公園における照明灯 (環境部)	・照明灯の適切な整備を行う。 既存照明灯に関して、適切に管理している
		⑥公園内の施設の適正な維持管理 (環境部)	・定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの除去、ごみの散乱防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。 遊具の修理等の実施 ごみの散乱防止等適切な維持管理を実施
		⑦防犯性を考慮した公共建物の整備 (総務部、教育委員会)	・防犯の観点から、死角をつくらない防犯性の高い施設整備を行う。 現庁舎では、防犯性の高い施設整備が困難であることから、警備員による巡回パトロールの強化を行う
		⑧公共施設の防犯に考慮した計画・設計の指導 (教育委員会・都市整備部)	・防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物の整備を行う。 施設の要望に基づき、防犯性を考慮した設備の整備を進め、外構についても、安全性の高い計画・設計とする
		⑨市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (財政部、総務部)	・安全な環境を保持するため、雑草の除去、建物の管理など、適正な維持管理を行う。 ・庁舎周辺の安全な環境を保持するため、年3回の除草及び年1回の樹木剪定を行う
		⑩通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設点検 (教育委員会、都市整備部)	・死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、定期的な施設点検を実施する。 ・日々の道路パトロールに併せ、道路照明灯、安全施設などの巡回点検を行なう
		⑪通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (都市整備部)	・定期的な施設点検により、得られた情報を基に、施設の整備及び維持管理を図る。 ・道路照明灯や安全施設などの修繕 ・各要望に基づく安全施設整備
(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①学校等における安全(防犯)対策管理体制の整備 (こども部、教育委員会)	・安全対策についてのマニュアルを活用し、職員研修、児童・生徒の訓練等を行い管理体制の充実を図る。 ・放課後児童会の安全対策マニュアルに基づき、各児童会ごとに訓練を実施する → 施設合計16回実施済	
	②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども部、教育委員会)	・防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器を活用する。 ・全放課後児童会においては、緊急用の赤色灯・サイレンを設置しており、避難訓練実施の際に動作確認を行う → 16施設確認済	
	③学校等における出入口の限定等、管理の徹底 (こども部、教育委員会)	・保、幼、小、中学校の出入口はできるだけ限定するなど、管理の徹底を図る。 ・放課後児童会の出入口は限定されており、常時施錠を原則としている	